

報道関係者各位

令和6年3月21日
感染症対策センター感染症対策グループ
感染症対策監 大森 栄治
電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡東保健所管内 注意報レベル入り)

令和6年第11週(3月11日～3月17日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数
峡東保健所管内:11.86人^{※1}

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、峡東保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡東保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 83 人 83 人÷7 医療機関≒11.86

※2 県内全体で1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
11 週 (3/11～3/17)	12.63	16.38	11.86	1.33	13.56	10.67
10 週 (3/4～3/10)	9.34	11.85	6.86	1.67	12.22	7.33
9 週 (2/26～3/3)	7.68	10.54	4.86	0.67	10.78	5.00
8 週 (2/19～2/25)	9.73	14.00	4.14	1.00	12.00	8.56
7 週 (2/12～2/18)	9.71	15.31	5.14	1.00	11.33	6.44

※中北保健所管内 注意報 第2週(1/8～1/14)から継続中

富士・東部保健所管内 注意報 第3週(1/15～1/21)から継続中

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。